

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第54号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。
(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20人」を「15人」に改める。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第4条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1条の規定による改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第2条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、

施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 保育士又は第3条の規定による改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第32条第1項もしくは第48条第1項に規定する保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第4条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。